

石門心学者川尻宝岑の教育勅語衍義書をめぐって

三宅 守常

はじめに

明治維新以後の石門心学者のなかで幅広く活動した人物を一人だけ挙げるとすれば、川尻宝岑（かわじりほうきん）（天保十三年（一八四二）～明治四十三年（一九一〇））の存在を第一に挙げることに異論を唱える人はいないだろう。その理由については、すでに「川尻宝岑の『内部文明論』考」^{〔1〕}の冒頭で述べたが、要は思想的に言えば、西洋思想の流入による道徳的危機感を強烈に意識した上で、自身の仏教的素養（在家居士禪）と神道的素養（神道禊教）を縦横無尽に織り交ぜた心学道話を通して明治国家における倫理的模範像を広く民衆の中で展開し、かつその肉声記録（心学道話書）が数多く残っている点で、他の心学者を圧倒しているからである。また、その事蹟についても、単に禊教を学んだ石門心学者としてだけでなく、演劇脚本家、また居士禪家として多方面で活

動し、交友関係もきわめて幅広かった人物だけに、辞典や各書に事蹟経歴や評伝が残っている。それらの一々については、これまた先述の拙稿で、すでに紹介した。そして宝岑の事蹟の詳細についても、すでに述べているので、ここでは省略する。

では近代明治期の石門心学者であったということ以上に、一般には演劇関係者、特に歌舞伎脚本家として、かつ在家居士として世間的にも多方面で活躍し、交友関係もきわめて多く、当時においてもかなり知名度があった川尻宝岑の本質というか、面目躍如は何か、どこに存したか、といえどに求めることが妥当だろう。そこで最初には、心学者としての立場と自身の思想的立場を明確に示した『内部文明論』をあつかう必要が生じ、これについては、すでに先述の論考であつかった。

とすれば、次にあつかうべきものは何か、と問うなら、すなわち明治二十三年渙発の教育勅語に関する心学道話書である『教育に関する勅語謹話・戊申詔書謹話』以外にない。何故なら、教育勅語とどう対峙したかを知ることが、同時に国家が国民に期待した近代日本の国民道徳、国民倫理を彼がどのように受け止め、どのような立場に立ったかを理解し把握することでもある、と同時に、それは石門心学が庶民の日常倫理を説き庶民教育を標榜するかぎり、避けて通れないことであり、まさに近代石門心学全体の思想的立ち位置を明確にすることだからである。

一 川尻宝岑述『教育に関する勅語謹話・戊申詔書謹話』の出版と稷教

本書は一冊刊本、冒頭に教育勅語本文と戊申詔書本文を掲げ、次いで高崎正風の「序文」(二頁)、明治四十三年四月と記した宝岑の「緒言」(二頁)、次いで山田敬齋による「本書を復刻するにあたりて」(六頁)のあと本文「勅語謹話」と称する道話(二六五頁)が続く。その後も本文「戊申詔書謹話」と称する道話(一〇九頁)があり、末尾の奥付に「昭和十五年八月廿九日印刷、昭和十五年九月一日發行、教育に関する勅語謹話戊申詔書謹話、定価謹壹円五拾錢、送料内地金六錢、満鮮台地金拾六錢、版權所有、講述

者故川尻宝岑、編纂兼發行者東京市中野区城山町十二高村光次、印刷者東京市芝区新橋五十二山城龍雄、印刷所東京市芝区新橋五十二小林印刷所、發行所東京市下谷区二長町一七五振替東京二三八一四番心学參前舎」とある全二九〇頁程度の四六版型の冊子である。その分量からみても、教育勅語に関する衍義が中心になっていることは間違いない。

また、本来なら、宝岑自身が「緒言」において

明治四十一年ノ春。二三ノ友人ノ請ヒニ因テ。止ムヲ得ス教育勅語ト戊申詔書ノ講釈ヲ為シテ僭越ノ罪ヲ犯シタリキ。然ルニ頃日其ノ友人来リテ。予カ拙講ノ原稿ヲ請ハル。…(中略)…再三辞スレトモ聴カス。…(中略)…恥ヲ忍ンテ世ニ公ケニ為ルコト、ハ成シヌ。

明治四十三年四月 宝岑 川尻義祐誌

と述べるように、宝岑が没する数ヶ月前の時点のことで、当然のことながら生前での出版予定であったわけであろうが、残念ながら川津波、土石流という不慮の事故死等々のため、延び延びとなり、その結果、本書の出版は、実は昭和十五年(一九四〇)となってしまうたのである。したがって、奥付だけを見ると明治ではなく時代背景もまったく異なり、明治心学の範疇ではないとして、あつかう意義が低下すると思われがちだが、それは当たらない。たしかに教

育勅語衍義書の一大集成である日本大学精神文化研究所・教育制度研究所編『教育勅語関係資料』（第一集～第十一集）と、同じく日本大学精神文化研究所編『教育勅語関係資料』（第十二集～第十五集）は、それぞれ前者が明治期の教育勅語衍義書群を集成したものであり、後者は大正期の教育勅語衍義書群の一部を集成したものと、昭和に入ってからのものである。それは、単に上梓出版した年月日で区別したというきわめて機械的な処理基準に過ぎないのである。書誌的内容にまで立ち至った、実際に書いたり、しゃべったりした時点での掲載基準ではない。たとえば、例外的にはあるが、諸事情によって上梓出版が何年も、いや何十年も遅れる場合も無くはないが、それらについての、いちいちの事情は配慮していない。あくまで機械的に明治・大正という時期に出版された期日に限定しただけのことである。

要するに、本書は明治四十三年に没した人物のちようど三十年後によく出版にこぎつけたわけで、そのような意味においても、かなりの諸事情や因縁がありそうで、かえって興味深い。そこで、最初に本書が世に出るまでの経緯に若干触れておきたい。

これについては、本書の最初の箇所、昭和十五年当時の東京心学参前舎の舎主であった山田敬斎（惣兵衛）によ

る「本書を復刻するにあたりて」（昭和十五年七月中浣）と題する一文がその経緯を充分に明かしている。

この書はその序にも誌してある如く、その当時筆を執られたものであつて、川尻先生晩年の遺作である。先生の斯うした講義体の道話は、他に老子と莊子の夜話もあるが、この謹話は前に述べた経緯の上から、先生としては特にその心血を濺がれたもの、やうである。⁽³⁾

ここで、前に述べた経緯、とは、明治心学ではよく知られた明治四十二年二月十四日の夜に一徳会を組織した高崎正風の世話で葉山の有栖川宮別邸に川尻宝岑と早野柏蔭の二人が参候して妃殿下に道話をおこなつたことを指して、ここからも数多い宝岑の道話のなかでも本書は重要な位置を占めていることが推測でき、事実「緒言」も草して出版は目前であつた。また、書名も当初は「夜話」とする予定であつたようである。しかし、宝岑は明治四十三年八月十日に逝去するので、残念ながら刊行目前の段階で本書の原稿は参前舎の蔵中に眠ることになつた。

越へて大正元年の秋に至つて、社中協議の結果、神田なる同文館に命じて「教育勅語・戊申詔書夜話」と題し、菊判二八六頁の冊子として出版するの運びとなつた。今早野先生の備忘録に依ると十二月十三日の条に此の月始、教育勅語・戊申詔書夜話校合了。然るに

十九日、同文館雜誌部日向甲氏より序文紛失せし旨申越す。

など、あつて、兎にも角にも、この書が近く世に送り出さる、機に接せしを慶んだのであるが、それも東の間にて、こゝに再び大なる支障が突発したのであつた。それは翌春二月九日午前一時、神田区三崎町より出火せる火災は、炎々として延焼し、午前六時に至つて漸く鎮火した程の近年稀なる大火であつた。これがため同文館も亦類焼の厄に遭ひ、折から製本出来せる同書も遂に全部烏有に歸し、僅かにその前、参前舎に残置せる下刷本一冊と、後日印刷所より取寄せたる紙型を残すのみとなつて、この計画は一時頓挫するの止むなきに至つたのである。⁽⁴⁾

このように、原稿の一部である序文の紛失と火災という二回におよぶ不慮の災厄によつて、本書の出版計画は頓挫中斷し、沙汰止み状態となつたようである。

然るに社中の或者が、斯る名著をこのまゝに虫喰みに委ぬるも惜しきことゝて、幸ひ兼ねて先生には、多年身禊教に事に従はれ、大教正にも補せられてある縁由あるにより、故村越鐵道氏の本所区松井町なる身禊本院にお謀りして当時後見をされてゐた中野了隨氏の名のもとに三三三頁の袖珍本として発行し、茲に初めて

世に出でたのは大正五年七月であつた。

斯くして参前舎中興の祖である、川尻宝岑先生の遺著も時利あらずして、我が舎より刊行するに至らず、身禊本院より出版せられたるは、誠に遺憾の極みとは云へ、その世道人心に裨益する處少なからざるを思へば、亦感謝に堪へざるものがあつた。⁽⁵⁾

本来なら心学団体独自で出版すべきところ、止むを得ず禊教関係者を通してやつと大正五年七月に三百数十頁の袖珍本として一応は出版できたということであるが、禊教関係からの発行は決して不思議偶然の出来事ではなかつた。なぜなら、維新以後から関東心学というよりも参前舎心学と言つたほうが適切であろうが、何も千谷皓一や川尻宝岑が心学に入門する以前は禊教の教師であつたという経歴を持ち出すまでもなく、たとえば、『和論語』を重用するなど教理的にも同質的要素があつたこともあり禊教関係者が結構石門心学に移つていたという特殊な関係を第一に想起しなければならぬ。第二に明治十二年五月には参前舎が大成教に所屬したが、それ以前から大成教は吐普加美講（のち禊教）をその傘下に加えていたわけで禊教と参前舎を中心とする関東地域の心学関係者とは、制度的に見てもきわめて近い位置に在つたのである。もちろん、禊教と言つても、惟神教会禊社本院となり大社教、神道本局に

属し明治二十七年独立した坂田鉄安・坂田安治が率いた禊教の系統では無く、吐普加美講、身禊講社、そして大成教に所属し、同時期に大成教の中で大成教事務取扱の立場にいた大教正東宮千別・大教正村越鉄善らの系統である。因みに村越鉄善は東宮千別が帰幽した明治三十年七月には禊教会本院の中心であると共に大成教顧問禊教頭という立場であった。⁽⁶⁾このように、心学関係者と身禊本院の村越との深い縁由が背景にあったからこそ袖珍本とはいえ、中野了随⁽⁷⁾の手を借りて出版ができたわけである。

そして昭和十五年になって、再度参前舎の手で出版したいという話題が起り、谷中天王寺町の村越家に行き、当時の当主であった嗣子の芸術家村越道守の了解を得て、ようやく念願であった心学関係者の手に世に出すことに決したようである。⁽⁸⁾

さて出版に先立ち、参前舎に現存する最初の下刷本と、身禊本院にて発兌せる本とを校合してみると、後者は前者より多少手入れがしてあつて、句調の読み難きものなど補正せると共に、例話などの省略せるものも可なりあるので、因て彼此照合して省略せる例話は全部これを増補し、句調の宜しきは又彼に執つて、茲に全く復原し完璧となつたのである。⁽⁹⁾

袖珍本がどのような内容であつたか、残念ながら管見に及

んでいないが、最初の下刷本と比較対照しつつ例話など心学道話の典型的構成要素を元のように入れて復元したとのことである。このように、本書はいわば数奇な運命を経て、やっと念願の参前舎から世に出たのである。

次に、「戊申詔書謹話」の部分は省き、「教育に関する勅語謹話」に限定して、その道話の内容と説き方を観察してみよう。

二 「教育に関する勅語謹話」の内容

本書の内容体裁を鳥瞰すると、心学道話書の典型である例談実話、孝子節婦談を多く用いていることは言うまでもないが、それ以外に、逐語解釈や字義など、かなり詳細をきわめていることが特徴として挙げられる。が、それ以上に特徴的な部分として、本文冒頭には、逐語の字義解釈の前に、三頁程度にわたって宝岑の経歴が示すような心学者以前の禊教信奉者であつた、いわゆる神道者の文言や神道用語を駆使した上で、石門心学と結節させるような解釈箇所がある。これは冒頭導入部であることからも、おそらく宝岑が一番言いたかつた核心部分だと思われる。よつて、当該箇所をとおして宝岑の思想の一端を確認してみよう。

まず、勅語渙発の意図については、次のように述べる。

遠い神代の古へに在て。天ノ神の（天神と申すは今世間

に云ふ天帝とか申す想像の神とは別也）御神慮に御定め在らせられて有る処のもので。其の本源は。正しく天地開闢以前よりして。宇宙間に主宰し在ます天之御中主神の御神慮で有るので。此の神慮といふことを。今日の学理上の名称を仮りて換言すれば。宇宙の真理といふに当るので有る。今此の勅語は其の本皇祖天照大神が。天之御中主神と御同霊御同体の御真体の。大御口より詔らせられた御趣旨で。天地の真理。人生の常則である⁽¹⁰⁾。

教育勅語の渙発とその内容は、今日的な創製ではなく天之御中主神の神慮そのものだとし、次いで

古キ神語ニ。一ツヲ得レバニツ無シ。有ルカトスレバ形無シ。無キカトスレバ靈有リ。此ヲ大元ノ神ト申シ奉ル

と有る。此の「一ツ」は即ち天之御中主神の御真体で。人身に受けて之れを本心と云ふ。人には必ず私智妄見の迷ひが有る故。之に簡んで本の字を添えて。本心と云ふ⁽¹¹⁾。

と言つて、宇宙の真理が天御中主神で、これが人の心に宿つたものを本心だとしている。だから心学で説く本心というものは即宇宙の真理だとしたのである。このあたりが禊教教師を経た石門心学者らしい結節的解釈かもしれない。

さらに、本心について宝琴は続けて言う。

此の心体。有にも非ず。無にも非ず。而かも天地の真理を具して。靈妙不測な働きを發す。其の体を云ふときは天之御中主神の御真体と。一味平等で有るので。其の宇宙に主宰しします御本体に就て「大元ノ神」と申し人身に賦与せられたる処に就て。分靈^{わけたま}と云ひ本心と云ふ（賦与と云ひ分靈と云ふことは真体上には云はざることなれども単へに解し易きを旨とし暫く此の名称を為人として仮り用ふる也見る人之を諒せよ）：（中略）：凡そ生とし活るもの。此の分靈を具へぬものは一人も無いので⁽¹²⁾。

つまり、人びとに賦与し備わつた「本心」と称する心の本体、本質はまさに靈妙不思議な働きをするもので天之御中主神の真体と同様の一味平等なので、本心と言うだけでなく、別名を分靈（わけみたま）とも称し、この真理常則はどのような人びとも皆賦与されている天賦の本心に備わる活理そのもので、これが人間の心であると主張するのである。

要は、図式的に見ると、教育勅語「天之御中主神の神慮」宇宙の真理「人生の常則」各人に天賦賦与の本心「人の本心」分靈「本心（分靈）」を勤め守ること「教育勅語に合致、というかたちで理解できるのである。先述したように、

この箇所は宝岑の本書におけるというより教育勅語に対する理解と認識の核心部分で、しかも心学者としての彼の思想の根源的部分であると思われるが、それは各地で道話席を開いていたなかで、たとえば明治三十七年以降おこなっていた静岡心学道話会での道話を、宝岑の没後に一書にまとめた『川尻先生警訓一滴』にも「孝道」中の「忠孝は天地生えぬき」なる題名が付されて、まったくの同文が入っており、弟子筋および関係者も重視して取り込んだという事実からも確認できるだろう。因みに、この同文の末尾には静岡心学道話会の関係者の文章が一言付されていて、それには

これは、先生の勅語夜話の、はし書にて、この根原より勅語を淳々と解かれ、童蒙にも分り易き、著述なるが、遂に公にせられざる中に、歿せられしは誠に惜しき事なりき。⁽¹⁾

とあって、このことから『謹話』発行以前、大正元年の二度の災厄前の同春秋に校合が終了して発行する予定であった幻の『教育勅語・戊申詔書夜話』にも、この核心部分があったことが、はしなくも分かるのである。

さて、本来の本文に入って、順次、逐語的に字義、字訓をしつつ説明衍義をしている。たとえば

【朕惟フニ】「朕」はワレと訓じて 聖上御身御自ら命

せられる御自称で「惟」とは惟はヒトリ ハカル オモンミル等と訓じて思ふと云ふも同じことであるが。思は軽く惟は重いので。只何となく物事をおもふを思といひ。力を入れて確りとおもふを惟云ふ。⁽²⁾

という具合に進めている。

また、衍義部分では、たとえば「徳ヲ樹ツルコト」の箇所を端的にまとめると、これは善人悪人おしなべて賦与される分霊に備わる性徳だとした上で、言行、行動は心の発露で一念の動きに根ざすが、この一念の奥に善悪を取り締まるものがあり、ここを疑う者が乏しい。つまり、自己一身中に天神の分霊至善の真の徳が存在することを知り得ることが学問の骨髓、人の人たる緊要の大課題、それが発現したものが人倫五倫、その収斂されたのが忠道と孝道、それが天地生拔本心はねぬきに具そなはる固有の真理である、というような論調で衍義を展開してゆく。

ただ、かなり詳細かつ独特な論を展開している部分もある。その例を挙げると、「克ク忠ニ」の衍義箇所では、どの衍義書でも説く頻度が高い、いわゆる五倫について、次のように述べる。

まづ人間と云ふものが天地の間に生ずると共に。人間の身に就て。天然具はる処のものを総括して。君臣父子夫婦兄弟朋友の五倫と云ふ。此の五ツのものは。人

間が約束上に造作したもので無く、人生の自然に具はる生抜はへなの倫とんで有るので。此の生抜の五倫に。二門の入理いりがある。生抜の順序門と生抜の真理門とで有る。¹⁵

「生抜」というような、各道話書に類出する、いわば心理学用語と言ってもよい表現を用いて石門心学のもつとも得意とする人倫五倫の倫理道德について順序門と真理門の二通りの理解の仕方があると述べる。

まづ順序門から這入て見ると。人に雌雄の有るのは。天地陰陽の理に成り立つもので。雌雄和合するのは。即ち天地生抜自然の常道で有る。この故に成立の順序に就て云へば。夫婦が五倫の始メで有る。夫婦が有て子が出来る。こゝに親子の倫が立つ。其の子が殖るかから兄弟の倫が成り立つ。此の兄弟が漸々に枝分れがして多くの他人となる。こゝに朋友の倫が起る。人類いよく蕃殖して。一社会の相を成す。此の時こそ今云ふ社会主義の現相で。一人々々の民権自由。勝手自儘を行て居るばかり。世界は喧騒の道場で。到底治るやうは無い。ソコで其の人類の中から徳義の優れた人が出て。上に立て統御する。一般の人民は。其の人を。国王或は大統領と頼んで。其の指揮を仰いで従ひ事へる。こゝで君臣の倫が立ち。五ツのものが満足するので。されば政府と人民との区別の立ぬ其の中は。未だ

人生の真理が世界へ顕現せぬので有るから。果然として社会主義では治らぬ。…(中略)…或は云はん、古への群衆は野蛮世界で。是れを治むるに就ては。政府も入用。国君も無ればならなかつたので有るが。今日開明の新空気に浴して。人智の進んだ世に在ては。国家主義や帝国主義は。民権を障害するもので有る等と。是れ馬車馬式の暴言といふもの。人智が進んだくくと云ふが。夫れは凡智が向ふ見ずに進んだので。人民必ず聖賢せいけんに非ず。凡夫同士の民権自由で。治らう道理はない。¹⁶

このように五倫を説くに際して、成立の漸次では夫婦が始めで君臣は最後、これは諸外国の通則だが、我が国はでは君臣が最初であり、そのなかに他が含まれているのであって、一の中に他を内包撰するのが真理門で、それが我が国の他国と異なる所以だと捉えるのである。したがって、近年言われる社会主義や民権自由などは我が国の成り立つ倫理に当てはまらない、と当時の各種の思想や世相をもちゃんと批判しつつ自論を展開し、次に、父母の恩について縷々説きつつ、忠孝はあらゆる善法の根本だとするのである。そして忠と孝の尊卑親疎の別はあれども軽重の差はなく、序列の差もなく、要は一つのもので

孝即く忠で。父母に孝養を為す時は。忠其の中に含ま

れ。君へ忠を尽す時は。孝其の中に伴ふので。

また

然れば孝道即く忠道である。而して一旦緩急有るときは。身命を捧げて心力を尽すことは。父母にまれ。祖父母にまれ。祖先代々の欲ふ処。即ち臣民の正道である。是れも亦前にいふた忠道と同じく経綸の義が有る。孝の理は即ち経で。天地生抜本心に具はる固有の真理で。而して心行の上に顕はる、立場々々の孝道即ち綸で有る。されば常に孝道を尽すのは綸の錦の美しいもので有て又一旦天下に事有るに当つて。国事の為に力を尽し君恩に報答する是れ亦錦の最も美なるもので。経の孝の理は終始一貫して居るので有る。然れば忠道即く是れ孝道である。

と述べるように、孝道即忠道、忠道即孝道と説く原理である仏教学のなかでも華嚴の事事無礙法界観に基づく法界縁起、無尽縁起から説明される一即多、多即一の論理を、そのまま忠と孝の倫理的関係性に当てはめて説くのである。本書はさまざまないきさつ経緯のすえ、やと陽の目を浴びたもので、関係者多数の手を経ている上に、書名も『謹話』としてあつて、決して「道話」とはしていないことからも理解できるが、読者にとっては、かなり難しい論を展開していると言つてよい。ある一定程度の仏教学の知識と

理解がないと、おそらくは理解できないだろう。また、全体的に文章も硬い。表現や語彙から見ても庶民対象の道話とは言いがたい。要は、難易度から見ても、庶民への勅語道話とは言えないものであつて、これは専門家としての石門心学者向けの初しよにゆうばなし入咄レベルの上級者用の勅語道話として理解すべきものである。逆に言えば、それだけ宝岑は禅学だけでなく仏教学全般にも通じていたと再認識しなければならぬだろう。

ともあれ、本書の前段部分は、人身に受けた固有の本心、それは本性、それが分霊、その本心の真価が行ないの上に出れば、それが孝であり同時に忠という我が国の倫理道徳に合致する、と把握解釈した、言わば原理的部分だと見て良いだろう。したがって、本書はこのあと後段として応用編の意味合いで、この忠と孝の原理を實行した歴史的人物から明治の当代にわたる孝子節婦談、石門心学がもつとも得意とする定番の例談実話が、このあと幾分かの衍義解釈を交えながら数多く随所に散りばめているのである。

それらを列挙すると、「世々厥ノ美ヲ濟セルハ」のなかでは森蘭丸の話、「父母ニ孝ニ」では平重盛、下野国塩治郡の農民亀次の話、「兄弟ニ友ニ」では徳川家の家臣本多忠朝、奥州会津那麻郡の農民小左衛門と清右衛門兄弟の話、「夫婦相和シ」では三宅尚斎、東京浅草黒船町の絲商人藤

田屋（町田）徳之助の話、「朋友相信シ」では元禄年間の
大儒三輪執斎と大村彦太郎の話、元禄年中の画家細井広沢
と赤穂浪士大高源吾の話、明治前の某儒者の夫婦の話、東
京日本橋区田所町の質屋岡本市五郎の話、熊沢蕃山や一壮
士山岡鉄舟を信ずる話、英人アーネスト・サトウが語った
という江戸橋の人力車の話、幕末は柳橋の船宿枅田屋平六
や日露戦争時の兵士食を譲る話、「己レヲ持シ」では上杉
鷹山公や心学では定番の青砥左衛門の話、息子芝居を見る
話、「博愛衆ニ及ホシ」では明治期の新潟県須原学校生徒
酒井伊三郎の話、江戸時代黄檗宗の鉄眼禪師の話、「智能
ヲ啓発シ」では八幡太郎義家や下野国宇都宮の菊池淡雅
の話、「世務ヲ開キ」では享保年中の羽後国酒田郷の農民
佐藤藤右衛門の話、「国法ニ遵ヒ」では徳川吉宗時代の御
徒衆の黒澤清右衛門の話、「義勇公ニ奉シ」では蒙古襲来
の話、維新後の東京日本橋区南茅場町の荒物問屋の兵士彦
兵衛の話、等々である。

もちろん、例談実話を述べる中にも宝岑の考え方を見る
ことはできる。たとえば、「朋友相信シ」の箇所では

又朋友相信するに就て。三ツの要点が有る。第一には。
すべて心の誠を尽して偽り飾らず。互ひに善を責て吝
ならず。…（中略）…貧窮艱難の境遇を見ては。心力

を尽して之れを扶助し。約したることは言を食ず。苟
且の事と雖も必ず果し。すべて真実を以て交る等は。
朋友の際あひだの当行の理で。性の徳にして心に具はる処の
もので有る。⁽¹⁹⁾

と述べて、朋友相信する徳目についても三つの要点があり、
第一要点は扶助するだけでなく誠を尽くし信義、信実を
もって交わることでとし、第二要点は「彼方よりは一向に
冷淡にされるのが有る。されども朋友に相違は無い。然れ
ば彼に於ては朋友たらずとも。我以て朋友たらざる可から
ざる信義⁽²⁰⁾」を守ることが本来の本心、本性だとしている。
第三の要点は

此の方より其の人を信じ。其の人の言を信ずると云ふ
こと。是れは最も大事な点⁽²¹⁾で。

というように、益友ならその言を信ずることが肝要だとし
ていて、それだけ宝岑自身が特に重視していた徳目とみて
もよいだろう。また、石門心学ではまさに定番の青砥左衛
門藤綱の六文の銭に換えて多くの日雇ひよちを費やした話につい
ては、近年の経済家のなかには一文惜しみの百損だとして
不経済で愚かな愚鈍と見る向きもあるが、それは的外れな
論で、世の益のために一文でも六文でも家産を破ることが
ない小遣い銭を楽しむことができたなら、それこそが一文損
の百益となるのであって、真正ほんまの活いきた損益を知らねばな

らない、それが開明の民の仕事だとも言い切っている。⁽²²⁾さらに、心学らしい説き方である箇所を二、三拾ってみると、「博愛衆ニ及ホシ」では

愛は根本。仁の理の発顕で。朱子曰。仁則是箇温和慈愛底理也。手島堵庵曰。仁ハ無理無シ。と云ふて有る。すべて無理の無いのが仁の体理で。物に対すれば。必ず慈愛の情が動く。是れ則無理無しで。本心固有の真理が。其の儘に発顕するので有る。此の愛心を何処までも広く及ぼす。之れを博愛と云ふ。⁽²³⁾

と手島堵庵の道話表現をそっくり真似たような衍義箇所もあれば、先述の五倫の順序における外国と我が国の相違点を再度繰り返し、西洋の習俗から見れば男女の親愛が第一であるようだが、

今妄情に因らずして。真心本然の順序に就て云ふときは。君父が先で有て。兄弟夫婦之れに次。朋友に及び全国に涉り。海外諸国に拈下テ。禽獸草木に及ぶと云ふのが。是れ自然的親疎厚薄の順序で有る。⁽²⁴⁾

と述べるように、親愛の情における順番が自己から次第に輪を広げるように順次進めてゆくという、いわゆる家族的倫理観を基本にしつつも、その家族の安寧が確保される国家との関係を第一義とするのが、日本の伝統的倫理観だと主張するのである。次いで、もう一つ典型的な心学道話で

よく登場する話を挙げておこう。

或学者が。文盲の農夫を相手に。堪忍の徳を説論して。なんでも人は堪忍の二字が大切で有ると。頻りに其の功德を説いて聞かせた。農夫は不思議な顔をして。「先生は堪忍の二字だと被仰いますが。かんにんは四字ではございませぬか。「呆なことを云ふなよ。堪忍は二字だは。「夫でも（指を折て数へ乍ら）カーニーカーニーと。ソリヤ四字でございます。「夫れは汝が文盲だから解らぬのだ。堪忍は堪へ忍ぶと云ふ二字だは。能く覚えて置け。開明の世にそんなことを云ふと恥をかかぞ。「夫でも先生カーニーカーニーと。四字でございます。「イヤハヤ解らぬやつだ。堪忍は二字だは。「イ、エ四字でございます「イ、ヤ二字だは「ナアニ四字でございます「イヤわからぬやつだ「先生が解らないのでございますと。云ふと学者は腹を立て「不礼なやつめと。突然農夫をポカんと拳殴た。スルト農夫はカラ／＼と笑ひ出して。「堪忍々々と被仰ても。先生堪忍が出来ませぬナアと云はれて、学者大に赤面したと云ふ。⁽²⁵⁾

このような話を織り交ぜている。また、「公益ヲ広メ」では、人の誕生から死ぬまでの成長から勉学、仕事など徹頭徹尾独立で天地の間に独立し、自ら律して生活してゆか

ねばならないことを独立自治²⁰というような表現を用いたり、続く「世務ヲ開キ」では、公益と世務は連句とした上で人間の事業は結局利他業が自利になるとし、それが人生天賦の職掌だと主張している²¹。

また、「国憲ヲ重ンシ」では明治二十二年発布の帝国憲法について、形や表示の方法が良いので西洋諸国の立憲法に倣っているが、決して初めて我が国の形態を述べたものではなく、そんなことで有頂天になっているのは浅薄な愚見だとし

皇祖天照大神が。天之御中主神同体の大御口より。御勅定在らせられた国体で。人智を以て左右し得可からざることは。天地の真理の動かす可からざるに因由するので有て。……即是れ無形真正の憲法²²で有て。之れをして其の儘現し出されたるものが。二十二年発布の憲法即ち是れで有る。

と述べていて、帝国憲法は皇祖皇宗の神慮の具体的反映で天地生抜の真理だと述べるところなど、ここでは先述した心学者というより神道家としての宝岑の顔が明確に登場するのである。さらに「国法ニ遵ヒ」でも

然るに之れに背くが故に罰を受るので。罰金禁錮懲役重刑と。夫々の律の有るのも。実は人間が罰するのでは無い。我身に具はる分霊の理に背くので有る故。分

霊に罰を蒙るので。然るを人間が罰すると思ふから隠れて悪さが仕たくなる。人間同士ならどの様にも。隠す事も出来もするが。腹の中の分霊に隠すことは到底出来ぬ。此の分霊は天地と一枚で。一切の道徳を含有する処の宝蔵²³で有る。

と法律を破つて罰を受けるのは自身の本心が受けるのであるというような心学的捉え方も出来るが、それ以前に、罪を犯すのは分霊が汚く濁っているからであると見る、いわゆる神道的な把握が根底に流れているように思われてならない。否、むしろそのほうが自然だろうと史料する。それは巻末にいたつて「斯ノ道ハ」の衍義箇所²⁴で

而して今「斯ノ道」とあるは。すべての道徳に広く係るので。或は神道と云ひ。天道と云ひ。人道と云ふ。其の実皆一とつもので。いづれも道といふ道を含蔵する総名²⁵で。即ち天之御中主神の御神徳に基因するのである。

と明言していることでも首肯されるのではないだろうか。そして、巻末最後の衍義箇所「威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」では、

「徳」は即ち人々本具の性徳で。之れに背くが故に。人心区々の弊風を生ずるので有るが。之れに背かざるときは。億兆唯一心で有る。今此の勅語の御趣意は。

始より終まで。徹頭徹尾。本具の性徳を一にするに帰するので。故に是れを以て。終局の大御言と為し給へるものなるべく。伺ひ奉るので。斯の如くなるときは。日本全国一団の性徳界で有る。性徳の一団界は。真理の純円まろかぜ。天理人道一貫して。其の儘天地の姿で有る。是れ我が国の特色で。国体の精華は実にこゝに有るので。併せて教育の本旨も亦こゝにあるのである。

と言つて、本具の本心、分霊の本質である性徳の実践が忠と孝という倫理的徳目の成就であると、繰返し本心、分霊と教育勅語に盛られた倫理的内容との一致を力説し、末尾に宝岑が本書で一貫して主張した内容を凝縮させたかのような

誠もて君と親とに事ふるはやがて神のこゝろなるらむなる一句を掲げて、本書を結ぶのである。

三 宝岑の教育勅語に関する実際の道話の内容

再三の繰返しにはなるが、本書は宝岑の没後、数奇な運命をたどり、宝岑自身も含めて何人もの手を借りて世に出たものなので、編集に編集が重なっていることもあり、一応書物としてはまとまっているものの、いわゆる典型的な心学道話のように雰囲気や臨場感がほとんど感じられないことから、宝岑の実際の勅語道話とはかなりかけ離れた

といつても過言ではない。だからこそ道話ではなく、『謹話』なのだろう。

では、宝岑の教育勅語を話題にした実際の道話Ⅱ肉声記録とはどのような内容であったのか。いや、それ以前に実際に有るのか、無いのか、そして、残っているのか、いないのか、と問うなら、その答えは
実は有る、そして、残っている
のである。

川尻宝岑は当時著名で人気の心学者であつただけに各地随所で道話説教をおこなつていて、そのいくつかは文書化されて現存しているのである。

そこで、最後に本書『謹話』との、内容および表現等における比較を兼ねて一、二紹介してみよう。最初は大正元年に遺甥鹿塩宝嶽が宝岑の道話を遺訓と思つて校訂した『心学忠孝道話』に見る教育勅語道話である。その冒頭に「開化」なるお題での道話があるが、その前置きのようなかたちで勅語について触れている。

第一講

皆さんにお断り申して置きますが明治二十三年に出ました教育勅語、それを道話の前に一応捧読いたします。捧読する当人は私でございますけれども、勅語は陛下の下し賜はりたる勅語でございますから、どうか捧読

いたして居る間は、皆さん低頭して下すつて、謹んで御拝聴を願ひます。……（勅語は略す）……

さて是からお話を始めるのでありますが、ただ今勅語を捧読いたしましたから、定めし勿体らしい、堅苦しい、六かしい事でも言ひ出すのかと思召すかも知れませんが、それは大違ひであつて私のは——心学道話と云ひまして——モウ極々低い言葉で平易しいお話をするのでございます、何んだ此様な話らないことを言ふのかと、思召すかも知りませぬ。

さて此の心学道話と申しますのは、皆さんの心のお話でございます。明けても暮れても、心のことばかり御話するのであります。唯今では色々な学問が流行りまして、中には心のことなどは、テンデ相手にもしない、全然投げ出して置かうと云ふやうな学問もございませぬ。心学の方では斯うして相手にされずに投げ出されてゐる心と云ふものを拾ひ上げて、大切に手塩にかけて育てやうとするのであります。そこで私の申上げる心のお話は、丁度只今捧読いたしました勅語に『爾臣民父母ニ孝ニ……忠良ノ臣民』とございませぬ、其の御趣意に飽くまでも基きまして、忠孝のお話をするのでございませぬ。どうぞ其積りで御聴き下さいませぬ。

次いで、中盤の部分で、『謹話』で語っている「本心」

に関する解説道話がある。

第五講

是から御話に取掛ります。前回にお聴きの御方も、大分お在で、あらうと考へます。併し又今晚初めてのお方もございませうから、前以てお断り申して置きますが、この心学の道話と云ふものは、銘々の心の御話でございませぬから、別段面白くお聴かせ申すと云ふ訳にはいかない。落語や講談のやうには参りませぬ。只皆さんの御心に具はる道の御話を致すのであります。

……（中略）……

吾人の本心は常に善を好んで悪を嫌ふ。是れ本心に具はつたる性質であります。それ故に善悪は人間勝手に造り出したものではございませぬ。本心の指し教ふる所でございます。而して本心の此の本質の極まる所はと申しますと、忠孝二道にありませぬ。只今捧読いたしました勅語にも、『我カ臣民…亦実ニ此ニ存ス』と出て居ります。此の忠孝の二道は、本心自然の発現であつて、決して人間の智恵で考え出したものではありません。それ〴〵皆己が腹の中の本心に具へ持つて居るのであるから、自分の智恵で勝手に廃すことは決して出来ませぬ。どこ〴〵までも、之に従つて行かねばならぬ約束のものであります。

この宝岑の教育勅語に関する心学道話は、いつ頃おこなわれたのか、明記するところが無く、不明ではあるが、それでも言葉遣いや言い回し表現等については鳩翁を髣髴させる典型的な、あるいは模範的と言っても良いほどの心学道話である。

今一つ、宝岑の教育勅語に関する道話で、年月日が明確になつてゐるものがあるので、これも主題の本書との比較対照の意味で掲げておこう。それは明治四十二年三月十三日、山陰地方巡講の折、鳥取県師範学校において「道德の起源」と題した心学道話である。

お話致します前に宮内省の高崎男爵からのお話で道話をする前には必らず教育勅語を捧読する様にと云ふ事で御座りますので私方の先づ規則として一昨年当りから遣つて居りますので只今此処で教育勅語を捧読致しますから謹んで御拝聴を願います

(此間教育勅語捧読)

私は御当所は始めて、御座りまして私のは心学道話と云ひまして皆様の御心に備はる道のお話をするので御座りまして元より私は無学文盲なもので学問上の御話はモウとんと出来ませぬので御座ります昔から心学者に学問のある者は無いので御座りまして只婦女童蒙の為に道を説く位で御座ります

これまた典型的な鳩翁ばりの道話の導入部だと言つて良いだろう。次いでその翌日、明治四十二年三月十四日に鳥取県立高等女学校でも「人間と禽獣との関係」という題で教育勅語に関連させて心学道話をおこなつてゐる。

講話を致します前に規則として二十三年に下し給はりました教育勅語を捧読致しますから、ドーか謹んで御拝聴を願ひます (此間教育勅語捧読)

私は御当所は始めてで御座います、皆様も、定めて私の講話をお聞きになるのは始めてで御座いますよ私は心学道話と申しまして皆様の御心に備はる道のお話を致しますので御座います、只今世間で流行します演説会と申しますのは、大に性質を異にして居るので御座います、

この御勅語の御趣意は人間生れると直ぐに自然的に胸の中に備わつて居る所の智識で御座います何にも臣民に無理にこうせよと珍の云ふ通りにせよと決して压制に仰つたものではなく、

というように、主題の本書『謹話』で言う「本心」の解説と例談をこのあと展開してゆく。宝岑の心学道話は割に残つてゐるほうであるが、石門心学者としての面目躍如と言つて良いだろう。

おわりに

石門心学者川尻宝岑の教育勅語に関する衍義書である『教育に関する勅語謹話』は、本人と本人の没後に他の多くの手を経たとはいえ、字義や字句を丁寧にしたこともあって、衍義書としては通常の形態であっても、初入咄としての道話書ならある程度納得できようが、いわゆる一般庶民向けの心学道話書として見ると、内容および表現の点で残念ながら難しく硬い。本心という心学独特の語彙にとどまらず分霊なる神道的語彙を頻回に駆使して語っているからである。もちろん、聴衆対象によって程度の高下はあるが、それにしても硬い感は免れない。ただ幸いに、宝岑は教育勅語の内容についての心学道話は結構おこなっていて、その一部についてはすでに紹介したとおりである。それらから推測すると、主題の本書における道話も実際はほぼこのようであったかもしれない。臨場感に溢れ宝岑の巧みな話術を髣髴させるような内容と言葉遣いが満載だからである。

また、宝岑の道話は割に残っているほうだと先述したが、それらの内容は必ずしも教育勅語の道話ばかりではないわけ、沼津独尊会や静岡心学会などがその典型であるが、本来は禅の師家として、その道話類も実は仏教的禅的内容

が中心となっているものが大半である。では、いつ頃から頻繁に教育勅語を題とした心学道話をおこなうようになったのかについて考えると、本書の場合は緒言で宝岑自身がおける勅語道話も、明治四十一年春、と記しており、最後に紹介した鳥取県における勅語道話も、明治四十二年三月、そして先述した高崎正風主宰の教育勅語推進運動団体である一徳会の講師に他の石門心学者数名と一緒に託されたのが、明治四十一年一月、であることを考えれば、勅語道話を頻回におこなったのは一徳会講師となった、ほぼ明治四十一年頃からであると見てよいのではないだろうか。石川謙は『石門心学史の研究』のなかで、「明治年代に入つて……同四十一年には男爵高崎正風の首唱の下に教育勅語の御趣意を心学精神によつて解説するための一徳会が結成せられたが、これ等は何れも講舎の復興拡張を目指すものではなかつた。」と述べていて、心学運動の伸長、講舎拡張という視点ではまさにそのとおりであるが、二十三年の渙発後からすぐ全面的に教育勅語に頼って便乗した道話布教ではなく、少なくとも川尻宝岑の場合、一徳会参画以降の明治末年頃の数年間であつたことだけは言っておかねばならないだろう。

注

(一) 「こころ」第一九一号(平成二二年八月 社団法人石門

- (2) 心学会発行) 所収 四六頁〜五九頁。
- (2) 『教育に関する勅語謹話戊申詔書謹話』(昭和一五年九月一日 心学參前舎発行)「緒言」一頁〜二頁。
- (3) 同右 「本書を翻刻するにあたりて」一頁。
- (4) 同右 二頁〜三頁。
- (5) 同右 三頁。
- (6) 『東宮千別大人年譜』(東宮鉄真呂編 明治三四年七月一日) 三三三頁。
- (7) 東京府士族で旧姓清水、群馬県南甘楽郡で教員の経験があり、女子教育を奨励した人として知られ、「小学女子諸礼手ほどき」(明治一三年)、生活百科事典ともいえる『智恵の庫良種精選』(明治一四年、また『火災保険論』(明治一三年)、英単語入門書の『洋語歌字尽』(明治一七年)、『見光主義自由燈』一名卑屈の目ざまし』(明治一九年)、『東京名所図会』(明治二三年)など約二〇余の著作も残している。禊教とのかかわりは、禊教の布教者であった中庭蘭溪との交友関係からだと思われる。
- (8) 注(2)の前掲書、「本書を翻刻するにあたりて」三頁〜四頁。
- (9) 同右 四頁。
- (10) 注(2)の前掲書、「本文」二頁。
- (11) 同右。
- (12) 同右、二頁〜三頁。
- (13) 『川尻先生警訓一滴』(大正元年一〇月五日 静岡心学道話会編輯発行) 八頁。
- (14) 注(2)の前掲書、「本文」六頁。
- (15) 同右、二五頁。
- (16) 同右、二六頁〜二七頁。
- (17) 同右、三七頁。
- (18) 同右、四一頁〜四二頁。
- (19) 同右、七三頁。
- (20) 同右、八〇頁。
- (21) 同右、八四頁。
- (22) 同右、九七頁〜九八頁。
- (23) 同右、一〇一頁。
- (24) 同右、一〇二頁〜一〇三頁。
- (25) 同右、一一〇頁〜一一一頁。
- (26) 同右、一二二頁。
- (27) 同右、一二三頁〜一二四頁。
- (28) 同右、一三〇頁。
- (29) 同右、一三二頁〜一三三頁。
- (30) 同右、一五一頁。
- (31) 同右、一六二頁〜一六三頁。
- (32) 『心学忠孝道話』(大正元年八月一五日 光融館発行)「本文」一頁〜四頁。
- (33) 同右、一七三頁。
- (34) 同右、一八〇頁〜一八一頁。
- (35) 宝琴は教育勅語渙発の明治三三年秋、以前からも各地で道話はしており、以降も明治三四年頃から沼津独尊会、静岡接心会などで、春秋二季、座禪弁道の指導や禪録を講じており、同四一年一月には高崎正風主宰の一徳会の講師となって京都本部、仙台支会をはじめ東奔西走して各地各所で道話講演しているの、時期的にはその辺りかもしれない。

- (36) 『川尻宝岑先生道話』(長谷川熊蔵編輯 明治四二年七月
二〇日 精神的専門書林 武林書店發行) 一頁。
- (37) 同右、一四頁。
- (38) 同右、二二頁。
- (39) 『石門心学史の研究』(石川謙 昭和一三年五月三十一日
岩波書店發行) 八二一頁。

(日本大学医学部教授)